

第9 指定公共機関等との協力に関する資料

資料9-1 指定公共機関等との協力に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 等 締 結 者 名
災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定	平成30年3月23日	秋田市内郵便局
秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書	平成18年12月22日	東日本旅客鉄道株式会社
災害時の協力に関する協定	平成21年11月18日	東北電力株式会社秋田営業所
災害時の協力に関する協定	平成21年11月18日	東日本電信電話株式会社秋田支店
非常災害時における協力に関する協定	平成14年7月1日	秋田樺台エフエム放送(株)
災害時における緊急輸送等に関する協定	平成23年2月7日	社団法人秋田県トラック協会
災害時における放送に関する協定	平成23年4月27日	(株)秋田放送 (秋田県警察本部)
	平成23年4月27日	(株)FM秋田 (秋田県警察本部)
秋田市における災害協力に関する協定	平成25年5月7日	(株)秋田銀行
	平成25年5月7日	(株)北都銀行
災害時における石油製品等の供給に関する協定	平成23年6月24日	秋田県石油商業組合秋田支部
災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定	平成28年2月8日	一般社団法人秋田県LPガス協会
災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定	平成25年7月18日	ヤマト運輸(株)秋田主管支店

資料9-2 災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市内郵便局（以下「乙」という。）は、秋田市内における災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（活動地域）

第1条 この協定による活動の対象地域は秋田市内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

（災害時の協力事項）

第2条 甲及び乙は、秋田市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。以下同じ。）が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての乙の車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）甲又は乙が収集した被災地の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した避難所等に関する情報の提供
- （4）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。
- （6）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- （7）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち相互に協力できる事項

2 甲及び乙は、前項各号の規定により、要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

3 第1項各号に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

4 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(高齢者等の見守り活動における協力事項)

第3条 乙は、秋田市内における日常の業務中、高齢者、障がい者等の何らかの異変に気付いた場合、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。）を提供する。ただし、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合、甲は、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、この協定の趣旨を市民に周知する等、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

4 乙は、乙の社員に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に高齢者等の見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路の損傷等発見時の協力事項)

第4条 乙は、秋田市内における日常の業務中、次に掲げる事項を発見した場合、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。）を提供する。

(1) 秋田市が管理する道路の損傷、道路上への倒木等

(2) 秋田市が管理する道路上の動物の死体

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等

(4) 水道の漏水

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合、甲は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(免責)

第5条 乙は、第3条及び第4条の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災会議及び防災訓練への参加)

第7条 乙は、業務に支障のない範囲で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(負傷等の補償)

第8条 甲及び乙は、第2条から第4条までに規定する協力事項を実施する場合において、当該業務従事中に発生した自己の所属職員の負傷等に係る補償については、自己の責任で行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報及び個別の事実を、第三者に開示しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 この協定に定める協力事項に関する業務を所管している課長室長

乙 秋田中央郵便局総務部長

2 緊急時における甲及び乙の連絡先は、別表のとおり定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月23日

甲 秋田市山王一丁目1-1
秋田市
秋田市長 穂積 志

乙 秋田市保戸野鉄砲町5番1号
秋田市内郵便局代表
秋田中央郵便局長 浅野 不二男

別表（第10条関係）

	内 容	担当課	電話番号
甲	災害時の対応	防災安全対策課	8 8 8 - 5 4 3 4
		警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 4 4 3
	高齢者等の見守り活動	障がい福祉課	8 8 8 - 5 6 6 3
		長寿福祉課	8 8 8 - 5 6 6 8
		警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 4 4 3
	秋田市が管理する道路の損傷、道路上への倒木等	道路維持課	8 8 8 - 5 7 5 1
		中央市民サービスセンター	8 8 8 - 5 6 4 3
		東部市民サービスセンター	8 5 3 - 1 0 6 3
		西部市民サービスセンター	8 2 6 - 9 0 0 3
		北部市民サービスセンター	8 9 3 - 5 9 6 7
南部市民サービスセンター		8 3 8 - 1 2 1 3	
河辺市民サービスセンター		8 8 2 - 5 1 6 1	
雄和市民サービスセンター		8 8 6 - 5 5 4 5	
警備員室（夜間休日）		8 8 8 - 5 4 4 3	
秋田市が管理する道路上の動物の死体	環境都市推進課警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 7 0 9	
		8 8 8 - 5 4 4 3	
不法投棄が疑われる廃棄物等	廃棄物対策課	8 8 8 - 5 7 1 3	
	警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 4 4 3	
水道の漏水	上下水道局お客様センター	8 2 3 - 8 4 3 1	
乙	秋田中央郵便局		8 2 3 - 0 9 1 1

資料 9-3 秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書

秋田駅における輸送混乱時の秋田市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）の使用について、秋田市民交流プラザ管理室（以下「甲」という）と東日本旅客鉄道株式会社秋田駅（以下「乙」という）は次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、秋田駅において輸送混乱等が発生した場合、駅施設を正常に機能させ、鉄道利用者および公衆等の安全を確保するため、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用することを目的とする。

（使用事由）

第2条 乙は、輸送混乱時等で乙の施設内に鉄道利用者が溢れた場合、および乙が鉄道利用者の救済措置としてバス代行を実施する場合の待機場所としてプラザを使用できるものとする。

（使用時の連絡）

第3条 乙は、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用する時は、事前に甲に連絡して承認を得るものとする。

（使用時の条件）

第4条 乙は、前条の規定により承認を得た場合であっても、プラザの運営に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、施設の使用については甲の指示に従うものとする。

（費用負担）

第5条 プラザの有料施設の使用料は原則として無料とする。ただし、使用が長期にわたる場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用終了時の連絡）

第6条 乙は、プラザの使用を終了した時は、甲に使用終了の連絡をするものとする。

（協議事項）

第7条 甲乙は、この覚書に定めのない事項または、この覚書に疑義を生じた事項については、相互に協議のうえ決定するものとする。

以上、覚書の証として、覚書2通を作成し、甲乙おのおの記名押印して各自その1通を保有する。

平成18年12月22日

秋田市東通仲町4番1号
甲 秋田市民交流プラザ管理室
室長 多田正明

秋田市中通7丁目1番2号
乙 東日本旅客鉄道株式会社
秋田駅長 佐藤竹彦

資料9-4 秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領

秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領

平成18年12月22日

市民交流プラザ管理室長決裁

秋田市民交流プラザ管理室とJR秋田駅との間で取り交わした「秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書」の実施に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1. 開放場所

- ・原則として「きらめき広場」
 - ・必要に応じ「多目的ホール」「和室」「洋室」「音楽交流室D」
- ※「必要に応じ」とは
- ・「きらめき広場」が使用（仕込を含む）されている場合
 - ・「きらめき広場」に収容しきれない場合
 - ・体調不良等配慮が必要な方がいる場合（和室が適当）

2. 要請から実施までの流れ

①プラザ開館時

- 要請（JR）→受付・状況把握・判断（プラザ管理室）→実施（新都心ビル・防災センター・スタッフ）

②プラザ閉館時

- 要請（JR）→受付・状況把握・判断（防災センター）→実施（防災センター）→報告（プラザ管理室・新都心ビル）

※要請は電話等による

3. 実施業務

- ①「きらめき広場」の開放
- ②椅子、テーブル等の提供（必要に応じ）
- ③「多目的ホール」「和室」等の開放（必要に応じ）
- ④エレベーター、エスカレーターの運転
- ⑤冷暖房設備運転

4. 緊急連絡網

別紙1

5. JR輸送混乱時市民交流プラザ使用報告書

別紙2

資料 9-5 災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社秋田営業所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により大規模な停電等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合は、その影響を受けた地域、戸数、停電等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（電力設備の優先的復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電等が発生した場合は、乙の供給管轄内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧に当たり、高圧、低圧応急用電源車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙は、災害時に電力設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては総務課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市中通二丁目1番11号

乙 東北電力株式会社秋田営業所
所 長 平 澤 宏 治

資料9-6 災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により乙が管理運営している通信の大規模な途絶等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、通信の大規模な途絶等が発生した場合は、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（通信設備の優先的復旧）

第4条 乙は、災害により通信の大規模な途絶等が発生した場合は、乙のサービスエリア内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設に対する緊急通信の確保、避難所等への特設公衆電話の設置等を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の復旧に当たり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙は、災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては設備部設備運営担当課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市中通四丁目4番4号

乙 東日本電信電話株式会社秋田支店

支店長 小野寺 仁

資料 9-7 非常災害時における協力に関する協定

(趣 旨)

第1条 雄和町（以下「甲」という。）と、秋田椿台エフエム放送局株式会社（以下「乙」という。）は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、被災情報等を正確迅速に収集、及び伝達するため、この協力協定を締結する。

(協力要請)

第2条 「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

(協力体制)

第3条 「乙」は、電波法第52条第4号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

(守秘義務)

第4条 「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

(協定解除)

第6条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は解除するものとする。

(その他)

この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

平成14年7月1日

甲 雄和町妙法字上大部48-1
雄和町長 伊藤 憲 一

乙 雄和町椿川字奥椿岱193-10
秋田椿台エフエム放送株式会社
代表取締役 五十嵐 喜 一

資料 9-8 災害時における緊急輸送等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との緊急輸送等（以下「緊急輸送等」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙に加盟する会員が保有する車両（霊柩車を含む。）を供給して甲の指定する場所に緊急救援物資等を輸送すること。
- (2) 乙に加盟する会員が緊急輸送等の活動中において当該災害に関し知り得た情報を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急輸送等の活動として必要と認めること。

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については協議し、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、緊急輸送等を実施する上で乙の応援が必要と認めるときは、緊急輸送等要請書（別記第1号様式）により要請するものとする

2 前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に応じて緊急輸送等を行ったときは、速やかに緊急輸送等実施報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（緊急通行車両の届出）

第5条 乙は、緊急輸送等を行う車両が決定したときは、甲に対し、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、緊急通行車両の申請

を秋田県公安委員会に行うとともに、緊急通行車両証が発行された場合は、速やかに乙に引き渡すものとする。

(災害時相互応援協定都市等への輸送)

第6条 甲が締結した災害時相互応援協定都市等（東北6県庁所在市、県内13市、中核市、常陸太田市、秋田・岩手横軸連携市をいう。）の地域に災害が発生し、救援物資および資機材等の緊急輸送が必要となり、甲が要請を行った場合は、乙は、当該緊急輸送等に当たるものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による協力の要請に応じて実施した緊急輸送等の費用については、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(輸送の継続)

第8条 乙に加盟する会員の車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに車両を交換して緊急輸送を継続しなければならない。

2 乙は、供給した車両の運行に際し、事故等が発生した場合には、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(負傷等の補償)

第9条 第2条の規定による要請に応じて緊急輸送等に従事した者が、当該緊急輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては社団法人秋田県トラック協会事務局長とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成23年2月7日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日からから1年間この協定を延長

するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第12条 この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市寺内蛭根一丁目15番20号

乙 社団法人秋田県トラック協会

会 長 嶋 田 康 子

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

社団法人秋田県トラック協会

会 長 様

秋田市長

緊急輸送等要請書

「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり緊急輸送を要請します。

緊急輸送等の要請内容	
要 請 理 由	
要請年月日(期間)	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目	
数 量	
車 種 (形 状)	
要 請 台 数	
積 込 場 所	
備 考	

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

総務部防災安全対策課長

電 話 018-866-2021

F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長

様

社団法人秋田県トラック協会

会 長

緊急輸送等実施報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第2条の規定に基づく緊急輸送が完了したので報告します。

緊急輸送等の要請内容	
要 請 理 由	
要請年月日(期間)	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目	
数 量	
車種(形状)	
要 請 台 数	
積 込 場 所	
備 考	

【連絡責任者】

社団法人秋田県トラック協会

事務局長

電 話 018-863-5331

F A X 018-863-7354

資料 9-9 災害時における放送に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社エフエム秋田（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）

第3条 丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送している番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月27日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市山王四丁目1番5号

乙 秋田県警察本部

本部長 石 田 高 久

秋田市八橋本町三丁目7番10号

丙 株式会社エフエム秋田

代表取締役社長 高 田 二 郎

資料 9-10 災害時における放送に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社秋田放送（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）

第3条 丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送しているラジオ番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月27日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市山王四丁目1番5号
乙 秋田県警察本部
本部長 石 田 高 久

秋田市山王七丁目9番42号
丙 株式会社秋田放送
代表取締役社長 立 田 聡

資料9-11 秋田市における災害協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社秋田銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めるときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用
- (2) 災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- (3) 災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供
- (4) 災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討
- (5) 甲が行う防災に関する啓発活動
- (6) 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	秋田銀行秋田市役所支店長	TEL：018-862-3623

- (2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定により提供された情報については、第1条の目的のためだけに使用することとし、他の目的には使用しない。

2 前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

- (1) 情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報
- (2) 開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく第

三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王三丁目2番1号

乙 株式会社 秋田銀行

取締役頭取 藤 原 清 悦

資料9-12 秋田市における災害協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社北都銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めるときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用
- (2) 災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- (3) 災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供
- (4) 災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討
- (5) 甲が行う防災に関する啓発活動
- (6) 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	北都銀行本店営業部長	TEL：018-833-4211

- (2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定により提供された情報については、第1条の目的のためだけに使用することとし、他の目的には使用しない。

2 前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

- (1) 情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報
- (2) 開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく第

三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市中通三丁目1番41号

乙 株式会社 北都銀行

取締役頭取 斉藤 永吉

資料9-13 災害時における石油製品等の供給に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県石油商業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における灯油、軽油、ガソリン、油脂類等の石油製品および災害応急活動上必要と認める資機材等（以下「石油製品等」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

- (1) 乙の組合員が保有する石油製品等を供給すること。
- (2) 乙の組合員が所有する車両等を使用し、甲の指定する場所に石油製品等を搬入し、および給油すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石油製品等の供給のため必要と認める事項

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、石油製品等の供給が必要と認めるときは、石油製品等供給要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により、協力の要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲からの要請に応じて石油製品等の供給を行ったときは、速やかに石油製品等供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（市域外における給油）

第4条 乙は、甲が締結した災害時相互応援協定都市の地域において災害が発生し、甲が職員の派遣のため使用する車両（消防用の車両を含む。）に対し、甲が発行する給油伝票を使用し、市域外において給油ができるよう手配するものとする。ただし、高速道路における給油は除くものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、受入可能な給油所を手配し、乙に対し報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第1条および前条の規定による協力の要請に応じて実施した供給活動に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第6条 第1条の規定による協力の要請に応じ供給活動に従事した者が、当該供給活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災安全対策課長、乙にあつては秋田県石油商業組合秋田支部長とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年6月24日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月24日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市山王三丁目7番21号
乙 秋田県石油商業組合秋田支部
支部長 佐藤 浩

第 号
年 月 日

秋田県石油商業組合

秋田支部長 様

秋田市長

石油製品等供給要請書

災害時における石油製品等の供給に関する協定書第1条の規定に基づき、次のとおり石油製品等の供給を要請します。

記

1 供給場所

2 供給日時 年 月 日 午前・午後 時

3 供給品目 下記のとおり

No.	供給品目名称	規格	数量	単位	供給場所（搬送先）	備考

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

年 月 日

秋田市長 様

秋田県石油商業組合
秋田支部長

石油製品等供給報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった災害時における石油製品等の供給に関する協定書第1条の規定に基づく石油製品等供給活動が完了したので報告します。

記

No.	供給品目名称	規格	数量	単位	供給場所（搬送先）	備考

連絡責任者 秋田県石油商業組合秋田支部
支部長
電 話 018-862-6981
F A X 018-862-2591

資料9-14 災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県LPGガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガスおよび応急対策用資機材（以下「液化石油ガス等」という。）の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、液化石油ガス等の調達の必要があると認めるときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

(1) 要請の理由

(2) 液化石油ガス等の品名ならびにその数量

(3) 調達を必要とする日時および場所

(4) その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）は、甲からの要請を受け、液化石油ガス等を調達した場合は、液化石油ガス等の保安に関し最大限留意する。

3 乙は、乙の会員から事前に液化石油ガス等の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該届出書を秋田県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙等が液化石油ガス等の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料および駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（調達状況報告）

第5条 乙等は、第2条の規定により液化石油ガス等の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

(1) 調達を実施した液化石油ガス等の品名ならびにその数量

(2) 調達を実施した日時および場所

(3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙等は、液化石油ガス等の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集等)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、液化石油ガス等の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供するものとする。

2 乙は甲が必要と認める情報収集および周知に可能な限り協力するものとする。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認める時は、乙に対して、乙等が保有する液化石油ガス等の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあっては、一般社団法人秋田県LPガス協会専務理事とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月8日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市三丁目1番7号

乙 一般社団法人秋田県LPガス協会

会長 木村 繁

資料 9-15 災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社秋田主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）ならびに救援物資の受入れ、仕分、保管、管理および出庫（以下「緊急物資拠点の運営等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲と乙との緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力に関し、その手続き等について定めることにより、災害応急対策および災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する備蓄拠点から避難所への防災用備蓄品の配送
- (2) 甲が管理する集積・配送拠点から避難所への救援物資の配送
- (3) 甲が管理する集積・配送拠点の運営等
- (4) 第1号または第2号に定める配送において、乙の管理する集積・配送拠点における救援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して、緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を交付するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、要請に応じて緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等を行ったときは、速やかに緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

- 2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。
- 3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書を提出するものとする。

(連絡責任)

第5条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年7月18日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲または乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 7 月18日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市御所野湯本二丁目 1 番 1 号
乙 ヤマト運輸株式会社秋田主管支店
支店長 末 次 龍 一

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店長 様

秋田市長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力を要請します。

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点の運営等
- 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- その他 ()

2 要請内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施報告書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 市からの要請があった支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点の運営等
- 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- その他 ()

2 実施内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店 社会貢献課長
電 話 018-839-4045
F A X 018-839-0730